

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

規 則

○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	1
○特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則..... (税務課)	1
○北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則..... (アイヌ政策推進室)	3
○北海道障害児通所給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則..... (障がい者保健福祉課)	3

訓 令

○北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令..... (人事課)	4
--	---

告 示

○北海道職員等の退職手当に関する条例第10条第9項第2号に規定する知事が定める者..... (人事課)	7
---	---

規 則

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第55号

北海道税条例施行規則の一部を改正する規則

北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。

第41条の3中「第24条の4第2項（政令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。）」を削り、「又は」を「、指定の取消し又は」に改める。

第43条の2第1項中「第44条の2第6項」を「第44条の2第7項」に改め、同条第2項中「第44条の2第7項」を「第44条の2第8項」に、「同条第9項」を「同条第10項」に改め、同条第4項中「の「当該家屋の区分所有者の全員が専有部分の天井の高さ、附属設備の程度等の差違に応じて協議して定めた補正の方法」を申し出る」を「又は第5項の規定による申出をする」に改め、同条第5項中「第44条の2第8項」を「第44条の2第9項」に改める。

第49条の7第1項第9号中「附則第7条第15項」を「附則第7条第14項」に改める。

附則第8項中「第44条の2第9項」を「第44条の2第10項」に改める。

別記第48号様式（表）中「^{あん}按分率」を「按分率」に改める。

別記第49号様式の4中「申告書の提出期限の延長の承認の^{取消}通知書」を「申告書の提出^{変更}通知書」に改める。

期限の延長の承認の^{取消}指定^{変更}通知書」に、「承認について」を「承認^{指定}について」に改める。

別記第51号様式の2中「総床面積」を「延床面積」に、

「

合	計				
---	---	--	--	--	--

」

を

「

合	計				
補正の方法					

」

に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第43条の2及び附則第8項の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道税条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道税条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第56号

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（昭和60年北海道規則第28号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式その1（付表を除く。）を次のように改める。
その1

（表）

課 税 免 除 申 請 書
事業税 不 均 一 課 税

住 所（所在地）

新（増）設者		氏名（名称）									
		個人番号 又は法人番号									
新（増）設事業場		所在地									
		名称									
対象地区		業種									
課税免除等対象事業年度（年）		年 月 日～ 年 月 日									
新（増）設設備（施設）を 事業の用に供した年月日		年 月 日									
新（増）設に係る設備（施設）を構成する 償却資産の取得価額の合計額		円									
新（増）設設備に係る増加雇用者数		人									
特定地域等における道税の課税の特例 に関する条例施行規則第3条の要件		1 該当します。 2 該当しません。									
上記のとおり、課税免除 不均一課税の申請をします。 年 月 日 住所（所在地） 申請者 氏名（名称） 北海道 総合振興局長（ 振興局長、札幌道税事務所長） 様											

◎裏面の注をお読みください。
(裏)
注1 設備（施設）を新設し、又は増設した日以後最初に課税免除又は不均一課税の申請をするときは、次に掲げる書類を添付してください。
(1) 設備（施設）の新設又は増設に係る事業の概要を示す書類
(2) 新設又は増設に係る設備（施設）について、事業の用に供した日、取得価額、耐用年数及び特別償却の有無を明らかにする書類
(3) 生産工程又は作業工程の概要を示す書類及び図面
(4) 新設し、又は増設した設備（施設）に係る生産額（増加生産額）を示す書類（製造の事業に限ります。）

(5) 定款（法人に限ります。）
(6) 事業場位置図、事業場内配置図、建物の各階平面図及び設備配置図
(7) その他知事が必要と認める書類
2 主な事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）、ガス供給業又は倉庫業の法人は、1に掲げる書類のほか、貸借対照表を添付してください。
3 「特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則第3条の要件」欄は、申請者が次に掲げる要件を備えている場合は「1 該当します。」を、そうでない場合は「2 該当しません。」を○で囲んでください。
(1) 当該事業に係る施設の設置又は変更について、次のいずれかに該当すること。
ア 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされていないこと。
イ 北海道公害防止条例第25条、第27条、第40条若しくは第42条又は公害関係法令の規定による届出を要することとされている場合は、当該届出をしており、かつ、当該届出に対し北海道公害防止条例第28条若しくは第43条若しくは公害関係法令の規定による計画変更命令、計画廃止命令若しくは計画変更勧告（以下「計画変更命令等」という。）を受けなかったこと又は計画変更命令等を受け、これに従ったこと。
(2) 道内に有する事業場について北海道公害防止条例第33条第1項、第36条第1項若しくは第48条第4項の規定による一時停止命令又は公害関係法令の規定でこれに相当するものによる命令を受けて、これに従わなかった事実のないこと。
※ 「公害関係法令」とは、次に掲げる法律をいいます。
工場立地法
大気汚染防止法
騒音規制法
水質汚濁防止法
悪臭防止法
振動規制法
ダイオキシン類対策特別措置法
4 不要文字を消して使用してください。
別記第1号様式その1付表のA末尾欄外注2の事項中「電気供給業」の次に「（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。以下同じ。）」を加え、同表のイ末尾欄外注1の事項中「電気供給業」の次に「（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」を加え、同表のウ中

製造事業用	新設し、又は増設した設備（施設）のうち製造事業用の設備に係る固定資産	①
	道内に有する事業所等の固定資産（主な事業が電気供給業又はガス供給業の場合には製造事業用に係るものに限りします。）	②

円	⑤ $\left(\frac{①}{②}\right)$

を

製造事業用	新設し、又は増設した設備（施設）のうち製造事業用の設備に係る固定資産	①
	道内に有する事業所等の固定資産（主な事業が電気供給業（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）又はガス供給業の場合には製造事業用に係るものに限りします。）	②

円	⑤ $\left(\frac{①}{②}\right)$

に改め、同表のウ末尾欄外注の事項中「電気供給

業」の次に「（電気事業法第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）別記第1号様式その1の規定は、平成29年3月31日以後に新設され、又は増設された施設及び設備に係る法人の事業税について適用し、同日前

に新設され、又は増設された施設及び設備に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の特定地域等における道税の課税の特例に関する条例施行規則別記第1号様式その1の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、改正後の規則別記第1号様式その1の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第57号

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則の一部を改正する規則

北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則（昭和57年北海道規則第97号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中	独立行政法人日本学生支援機構法による学資金の貸与	有・無	を	独立行政法人日本学生支援機構法による学資金の貸与	有・無	に
	母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸付	有・無		母子及び父子並びに寡婦福祉法による修学資金の貸付	有・無	

改め、同様式末尾欄外備考を削る。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則別記第1号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道アイヌ子弟大学等修学資金等貸付条例施行規則別記第1号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道障害児通所給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第58号

北海道障害児通所給付費等不服審査会規則の一部を改正する規則

北海道障害児通所給付費等不服審査会規則（平成24年北海道規則第13号）の一部を次のよ

うに改正する。

第2条中「第44条の6第1項」を「第44条の5第1項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

訓令

北海道訓令第6号

本庁
出先機関

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成29年7月18日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道職員失業者退職手当支給規程の一部を改正する訓令

北海道職員失業者退職手当支給規程（昭和50年北海道訓令第21号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（第1面）中

公共職業訓練等

受講開始
年 月 日

技能習得手当

受講手当
日額 円

特定職種受講手当
月額 円

通所手当
月額 円

寄宿手当
月額 円

支給開始
月 日

支給開始
月 日

支給開始
月 日

支給開始
月 日

を

月 日 支給開始

月 日 支給開始

月 日 支給開始

月 日 支給開始

公共職業訓練等

受講開始
年 月 日

技能習得手当

受講手当
日額 円

特定職種受講手当
月額 円

通所手当
月額 円

寄宿手当
月額 円

支給開始
月 日

支給開始
月 日

支給開始
月 日

支給開始
月 日

別記第2号様式（第1面）中

技能習得手当

受講手当
日額 円

特定職種受講手当
月額 円

通所手当
月額 円

年 月 日 支給開始

年 月 日 支給開始

年 月 日 支給開始

を

技能習得手当

受講手当
日額 円

通所手当
月額 円

年 月 日 支給開始

年 月 日 支給開始

に改め、同様式（第4面）中

回数

受付年月日

支給年月日

支給日数

受講手当
支給金額 円

特定職種受講手当
支給金額 円

通所手当
支給金

第 回

年 月 日

年 月 日

日

円

円

第 回

年 月 日

年 月 日

第 回

年 月 日

年 月 日

当

支給

支給

平成29年7月18日（火曜日）

北海道公報

号外第18号 4

額	日 数	金 額
円	日	円

を

回 数	受 付 年 月 日	支 給 年 月 日	支 給 日 数	受 講 手 当 支 給 金	通 所 手 当 支 金
第 回	年 月 日	年 月 日	日	円	
第 回	年 月 日	年 月 日			
第 回	年 月 日	年 月 日			

給 額	支 日 数	支 金 額
円	日	円

に、

	鉄 道 賃	船 賃	車 賃	移 転 料	着 後 手 当	計	就 職 先 の 事 業 支 給 さ れ た 就 費 の 額
本 人	円	円	円			円	
家 族	円	円	円			円	
合 計	円	円	円	円	円	円	

主から 職支度	差 引 支 給 額
円	円

を

	鉄 道 賃	船 賃	航 空 賃	車 賃	移 転 料	着 後 手 当	計	就 職 先 から 支 給 職 支
本人	円	円	円	円			円	
家族	円	円	円	円			円	
合計	円	円	円	円	円	円	円	

の事業主	差 引
------	-----

給された 度費の額	支給額
円	円

に、

車 賃	宿 泊 料	計	求人者から支給される広域 求職活動に要する費用の額	差 引 支 給 額
円	円	円	円	円

を

航 空 賃	車 賃	宿 泊 料	計	求人者から支給される広域 求職活動に要する費用の額	差引支給額
円	円	円	円	円	円

に改める。

別記第5号様式の2中

	受講日数		通所日数		特定職種受講日数		寄宿日数	
--	------	--	------	--	----------	--	------	--

を

	受講日数		通所日数		寄宿日数	
--	------	--	------	--	------	--

に改め

る。

別記第6号様式の2（表面）6欄中「公共職業安定所」の次に「、地方公共団体」を加え、「職業紹介事業者の名称」を「紹介をした機関の名称」に改め、同様式（裏面）注意事項1の事項中「就業手当」の次に「に相当する退職手当」を加え、同注意事項7の事項中「ついて、」の次に「公共職業安定所、地方公共団体又は」を加え、「その職業紹介事業者」を「「紹介をした機関の名称」欄にその機関」に、「なお」を「なお、「地方公共団体」とは、職業安定法の規定に基づき職業紹介事業を行う地方公共団体のことをいい」に改める。

別記第8号様式及び別記第9号様式を次のように改める。

別記第8号様式（第17条関係）

（表面）

移転費に相当する退職手当支給申請書

①申 請 者	氏 名		受給資格票番号	
	移転前の住所 又は居所			
	移転後の住所 又は居所			
②就 職 先 の	所 在 地			

事業所	名	称																	
③就職決定年月日	年	月	日	※雇用期間															
④受講する公共職業訓練等の施設	所	在	地																
	名	称																	
⑤受講指示年月日	年	月	日	⑥受講開始年月日				年	月	日	⑦受講終了予定年月日				年	月	日		
⑧移転開始予定年月日	年	月	日	⑨乗車（船）の場所（出発空港）								⑩下車（船）の場所（到着空港）							
⑪移転する者の氏名	⑫生年月日	⑬続柄	※鉄道賃				※船賃		※航空賃		※車賃		※移転料		※着後手当	※計			
			距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離	運賃	支給額	距離			支給額	支給額	
本人			キロメートル	円	円	円	キロメートル	円	キロメートル	円	キロメートル	円				円			
家族																			
※合計													キロメートル	円	円	円			
			※就職先の事業主から支給される就職支度費の額													円			
			※差引支給額													円			
北海道職員失業者退職手当支給規程第17条第1項の規定により上記のとおり移転費に相当する退職手当の支給を申請します。																			
年 月 日 様																			
申請者氏名																印			

（裏面）

注意事項

- この申請書は、移転の日の翌日から起算して1か月以内に、所属長に提出すること。
- この申請書には、受給資格票を添えること。
- 就職するために移転する場合には、④欄から⑦欄までは記載しないこと。
- 公共職業訓練等を受講するために移転する場合には、②欄及び③欄は記載しないこと。
- ⑧欄には、移転のために出発する予定年月日を記載すること。
- ⑪の家族欄には、随伴する同居の親族のうち申請者の収入によって生計を維持している者について記載すること。この場合には、その事実を証明することができる書類を添えること。

7 ※印欄には、記載しないこと。

別記第9号様式（第17条関係）

求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当支給申請書

申請者	氏名					性別	男・女	受給資格票番号						
	住所又は居所													
訪問事業所	名称	所在地												
※宿泊地	公共職業安定所関係				公共職業安定所関係		公共職業安定所関係		公共職業安定所関係					
※泊数	泊				泊		泊		泊					
北海道職員失業者退職手当支給規程第17条第1項の規定により上記のとおり求職活動支援費（広域求職活動費）に相当する退職手当の支給を申請します。														
年 月 日 様														
申請者氏名										印				
※所属長記載欄	区間	鉄道賃			船賃		航空賃		車賃		宿泊料	計	鉄道距離 換算 キロ メートル	
		距離	運賃	急行料金	計	距離	運賃	距離	運賃	距離				支給額
		（キロメートル）	（円）	（円）	（円）	（キロメートル）	（円）	（キロメートル）	（円）	（キロメートル）				（円）
合計														
求人者から支給される広域求職活動に要する費用の額										円				
差引支給額										円				

注意事項

1 この申請書は、公共職業安定所の指示による広域求職活動を終了した日の翌日から起算して10日以内に所属長に提出すること。

2 ※欄には、記載しないこと。

別記第10号様式（裏面）注意事項1の事項中「短期訓練受講費」を「求職活動支援費（短期訓練受講費）に相当する退職手当」に改める。

別記第11号様式（裏面）注意事項1の事項中「求職活動関係役務利用費）」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当）」に、「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）支給申請書」を「求職活動支援費（求職活動関係役務利用費）に相当する退職手当支給申請書」に、「求職活動関係役務利用費の」を「求職活動支援費（求職活

動関係役務利用費)に相当する退職手当の」に改める。

附 則

- 1 この訓令は、平成29年7月18日から施行する。
- 2 この訓令の施行前に交付したこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式による失業者の退職手当受給資格票は、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程別記第1号様式による失業者の退職手当受給資格票とみなす。
- 3 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道職員失業者退職手当支給規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道職員失業者退職手当支給規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

告

示

北海道告示第447号

北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号）第10条第9項第2号に規定する知事が定める者を次のとおり定め、平成29年7月18日から施行する。

平成29年7月18日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 北海道職員等の退職手当に関する条例（昭和28年北海道条例第149号。以下「条例」という。）第10条第9項第2号アに規定する知事が定める者のうち次の各号に掲げる者は、当該各号に定める者とする。
 - (1) 雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第24条の2第1項第1号に掲げる者に相当する者 退職職員（退職した条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であって、法第24条の2第1項第1号に掲げる者に該当するもの
 - (2) 法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた道又は市町村立学校（市町村立の高等学校、中等教育学校、中学校、義務教育学校、小学校及び特別支援学校をいう。次号において同じ。）の事務又は事業を法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば法第24条の2第1項第2号に掲げる者に該当するもの
 - (3) 法第24条の2第1項第3号に掲げる者に相当する者 退職職員であって、その者を法第4条第1項に規定する被保険者と、その者が退職の際勤務していた道又は市町村立学校の事務又は事業を法第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば法第24条の2第1項第3号に掲げる者に該当するもの

- 2 条例第10条第9項第2号イに規定する知事が定める者は、前項第2号に定める者とする。